令和３年度中学生、高校１・２年生、大学生に対する

別添２

就職ガイダンスの実施について

（キャリア形成支援期コース）

新規学卒者については､就職活動中に就職を断念し､安易にフリーター等を選択する､

　就職しても中卒者で約６割５分、高卒者で約４割、大卒者で約３割が３年以内に早期離職するといった状況がみられるところであり、就職活動を開始する前に十分な就職への動機付けや職業･企業選択能力の向上を図ることが必要となっています。

　　このため、より早い段階から､就職を希望する生徒や学生に対し､動機付けの向上や適職選択の援助等準備のための就職ガイダンスを実施します。

１　事業の実施主体

　大原出版　株式会社（以下「受託事業者」といいます。）

２　ガイダンスの実施方法及び内容等

以下の（１）及び（２）のいずれかの方法により実施します。

（１）スクール形式による対面での講義

１回１．５～２時間（１０分程度の休憩を入れて午前または午後で実施）の座学を実施するコースとし、以下ア～カの内容について、スクール形式による対面での講義を実施します。ただし、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話や発声をする密接場面」の３密を回避できる状況であり、隣席との間隔は２ｍ（最低１ｍ）空ける等、安全が確保できる場合に限ります。

なお、参加者数は１回の講義につき２０名以上とします。

また、学校の希望に応じて別日に企業実習（最大３日間）を合わせて実施することも可とします。

ア　職業選択に関すること

イ　地域の労働市場に関すること

ウ　基礎的素養の向上に関すること

エ　就職活動の進め方、面接等への対応策に関すること

オ　労働法制の基礎知識に関すること

カ　就職支援窓口の周知に関すること

（２）ＷＥＢ配信による動画視聴

講師派遣が難しい場合（国や府県のガイドラインに基づき、他府県を跨る移動に制限が生じている場合等）や、参加人数が２０名未満の場合等、スクール形式による対面での講義の要件を満たさない場合は、上記（１）ア～カの内容の動画コンテンツをYouTubeにより配信します。

　　　動画は受託事業者が指定した日時に、学校関係者の管理のもと、学校において視聴し、生徒が自宅等で自由に視聴することはできません。実施日の一週間程度前に、受託事業者からYouTubeの限定公開用ＵＲＬが学校宛に送付されるため、学校においては実施日までに動画視聴の準備を行う必要があります。

　　　なお、大学等については、WEB配信による動画視聴を予定していないため、上記２（１）のスクール形式による対面での講義に限って実施します。

また、動画の内容については、講師がガイダンスを行った際の録画映像のため、学校側から質問等を行うことはできません。

　　　おって、学校の希望に応じて別日に企業実習（最大３日間）を合わせて実施することも可とします。

３　受講対象者

　　中学生、高校１・２年生または大学生とします。

４　開催予定回数等

　　今年度については外部会場の使用や合同開催は実施しません。スクール形式による対面での講義の開催予定回数は７回（７校）とし、ＷＥＢ配信による動画視聴の開催予定回数は若干数とします。

５　座学の実施日程及び実施場所等

座学の実施日については、令和３年９月１日から令和４年３月１８日迄の間で学校が希望する日とし、実施場所については、原則、学校の教室等とします。

なお、スクール形式による対面での講義を学校の教室等で実施するにあたり、より効果的な運営を図るため以下の（１）から（４）について、ご協力をお願いします。

（１）生徒の机・椅子が動かせること。

（２）黒板（ホワイトボード可）が使用できること。

（３）マイクが使用できること（会場の広さにより１～２本、学校の一般教室の場合は不要。）。

（４）カリキュラムの都合上及び新型コロナウイルス感染拡大防止のため、教室等については一定以上の広さが必要であること。具体的な条件については受託事業者と協議すること。

６　企業実習の実施日程及び実施期間等

企業実習の実施日については、座学の実施日程と調整の上、令和３年９月１日から令和４年３月１８日迄の間で学校及び実習先企業と協議のうえ決定することとし、実施場所については、実習先企業とします。

また、実施期間については、学校の要望に応じて調整しながら最大３日間とし、実習先企業の選定、企業実習の内容に関しては協議のうえ決定します。

７　受講申込等

（１）受講申込方法について

　　　学校は、受講申込みを希望する場合、下記の受付期間内に大阪労働局職業安定部職業安定課（以下「安定課」といいます。）へ「就職ガイダンス申込書（別紙）」に必要事項を記載の上、FAXにより申し込んでください。

なお、実習先企業の都合により、企業実習の希望に添えない場合があることに留意願います。

（２）申込書受付期間について

　　　就職ガイダンス申込書受付期間は、以下のとおりとします。

1. ９月実施希望の場合は、令和３年６月３０日（水）までとします。
2. １０月から１１月実施希望の場合は、令和３年８月２０日（金）までとします。
3. １２月以降に実施希望の場合は、令和３年９月１７日（金）までとします。

なお、受付期間内に申込が困難な場合は、開催の可否について受託事業者へ個別に照会、調整を行うため、事前に安定課へ連絡してください。

（３）申込校への通知について

　　　申込みのあった学校担当者に対し、受託事業者又は安定課から開催の可否等について通知します。

８　その他

ガイダンスが生徒にとって適切かつ効果的な事業であるか、ガイダンスの質が確保されているかを確認するため、必ず、学校関係者が立ち会うようにしてください。

なお、管内の学校でガイダンスが実施される際は、公共職業安定所の職員又は就職支援ナビゲーターも立ち会うことがあります。

また、ガイダンスに立ち会った学校関係者は、終了後に受託事業者から提示されるアンケートについて、内容を記載の上、受託事業者へ提出してください。令和２年度のアンケートについては、ＷＥＢ上のアンケートフォームに入力し、受託事業者へ送信する仕組みとなる予定です。